第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、周防大島町防災会議が作成する計画であって、町の地域における地震災害(以下「震災」という。)災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等(以下「防災関係機関」という。)及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

○本編第1編第1章第2節「計画の性格」

第3節 防災に関する組織及び実施責任

○本編第1編第1章第3節「防災に関する組織及び実施責任」

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとる べき措置

○本編第1編第1章第4節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」

第1項 周防大島町

機	関	の	名	称		事	務	ま	た	は	業	務	の	大	綱
					1	町防災	会議に	関する	こと。						
					2	住民に	対する	防災思	想の普	及啓発	及び訓	練の実	施に関	するこ	と。
					3	防災に	関する	物資及	び資機	材の備	蓄整備	及び供	給に関	するこ	と。
					4	防災に	関する	施設ま	たは設	備の整	備に関	するこ	と。		
					5	町が管	理する	建築物	、土木	施設の	災害予	防に関	するこ	と。	
	周	防大島	計町		6	防災に	関する	情報通	信・伝	達体制	の整備	及び管	理運営	に関す	ること。
					7	住民へ	の気象	情報、	災害情	報の伝	達に関	するこ	と。		
					8	被害情	報の収	集及で	が県、 🛭	方災関係	系機関	への伝	達及び	報告に	異するこ
					ટ	.									
					9	消防、	水防そ	の他の	応急措	置に関	するこ	と。			
					10	避難の	勧告ま	たは指	示及び	避難者	の誘導	並びに	遊難別	「の開記	役に関する

機	関	の	名	称	事	務	ま	た	は	業	務	の	大	綱
					こと。 11 被災者	の救助	及び救	護措置	に関す	ること	0			
					12 保健衛	•			,		0			
					13 施設設 14 緊急輸)				
					15 関係団 こと。	体、防	災上重	要な施	設管理	者の災	を害応急	対策等	手の調惠	とに関する
					_ 0		的団体	及び住	:民等を	対象に	こした自	主防災	経組織の	育成指導
					17 その他				は拡大	の防止	のため	の措置	に関す	ること。
					18 災害広		, -		明よって	~ 1				
					19 ボラン20 義援金					-				

第2項 指定地方行政機関

第2項 相定地为刊政协	
機関の名称	事務または業務の大綱
	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること。
	2 他管区警察局との連携に関すること。
中国管区警察局	3 関係機関との協力に関すること。
中国官区音祭川	4 情報の収集及び連絡に関すること。
	5 警察通信の運用に関すること。
	6 津波警報の伝達に関すること。
	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。
 中 国 財 務 局	2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。
中国財務局	3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。
(川 川 別 務 尹 務 川	4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸
	付等に関すること。
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整(災害時における医
中国四国序生 同	療の提供)
	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。
	2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業によ
	る農地、農業用施設の防護に関すること。
	3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。
	4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関す
	ること。
	5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保
中国四国農政局	全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
	6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
(山 口 支 局)	に関すること。
	7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利
	用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。
	8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の
	融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金
	等の融資に関すること。
	9 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
	10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
下	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。
近畿中国森林管理局	2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。
	3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。
岩国農林事務所森林	4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。
部)	5 森林火災防止対策に関すること。

機関の名称	事務	また	は業	務	の	大 綱	
	1 所掌事務に係る	災害情報の収	又集及び伝達	に関す	ること。		
	2 電気、ガスの供	給の確保に必	公要な指導に	関する	こと。		
	3 被災地域におい	て必要とされ	れる災害応急	自対応物	資(生活	5必需品、災	害》
中国経済産業局	復旧資材)の適正	価格による「	円滑な供給を	を確保す	るため必	ム要な指導に	2関
	すること。						
	4 被災中小企業者	の事業再建り	こ必要な資金	を融通の	円滑化等	等の措置に関	す
	ること。						
	1 所掌事務に係る	災害情報の収	又集及び伝達				
	2 火薬類・高圧ガ	ス等所掌に	系る危険物ス	てはその	施設・電	遠気施設・ カ	ゲス
中国四国産業	施設等の保安の確	保に必要な盟	監督指導に関	するこ	と。		
保 安 監 督 部	3 鉱山における危	害及び鉱害の	の防止の監督	指導に	関するこ	ک	
	4 鉱山施設の保全	の監督指導に	こ関すること	0			
	1 所掌業務に係る	災害情報の収	又集及び伝達	に関す	ること。		
	2 関係機関及び関	係輸送機関と	この連絡調整	に関す	ること。		
中国運輸局	3 災害時における	輸送用船舶・	・車両のあっ	せん、	確保に関	けること。	
(山口運輸支局)	4 船舶・港湾荷役					, -	
	5 船舶の安全性及			-			
	1 震災時における	航空機による	る輸送に関し	、安全	を確保す	けるために必	公要
	な措置に 関する	こと。					
大阪航空局	2 航空機事故の応	-	けること。				
	3 指定地域上空の		- •	するこ	と。		
	1 海難救助、海上					保に関する	5.2
	٤.	., ., .,	J(##1)(14		- /	27111-1007	, _
	2 航路標識の施設	の保全に関っ	トること。				
第六管区海上保安本部	3 油流出、危険物		-	び指道	監督に関	すること。	
(広島海上保安部	4 船舶、航空機に					, -	金融
柳井海上保安署)	送の協力に関する		从放历英、	1/1 1/2 M/N	, 157 HA	天 圆百寸。	~ rarr
	5 警報等の伝達、	-	みびその誘導	に関す	ること。		
	6 災害情報の収集				_		
	7 災害応急対策の				-	スニレ	
	1 気象、地象、水						
	2 気象業務に必要	,	- ,,,			, -	一設
	備の整備に関する		-)=)()()	, , , , , ,	~ II (1	· %2,604 = 0 (=	- 150
	3 気象、地象(地		は 発生し	た断層さ	軍動によ	ろ地震動に	- 四
	る)、水象の予報		• •				
	巻等突風に関する						. 🖸
福岡管区気象台	4 気象庁が発表す	.,,,,,,			,	ů.	11用
(下関地方気象台)	の心得などの周知	· ·			· >/\-		37 13
	5 市町が行う避難		-	ニュアル	やハザー	- ドマップ筥	色の
	作成への技術的な				` /	1 . 2 2 1	1 ->
	6 災害の発生が予			•	おけろ	十今県口山	田市
	に対しての気象状						31
	7 山口県や市町、					-)理
	解促進、防災知識				1-1 1010	、ハバシハ IFI TK V /	~ ~ <u>T</u>
	1 災害時の電気通				非常用语	 新信の運用圏	: 樫
	に関すること。	1日 - 〜 BE NV - 〜 / /	ニッションルロハロハク	, /N/X U	71 111 / 11 V	= 1日 - / 大正/11 Ⅲ	ш 🛱
	2 災害時に備えて	の電気通信が	施設 (右線電	記設 及び	無線協計	♥) 整備のた	- X
	の調整並びに電波				ソハハシンカロド	~, <u>1</u> 2 /m < / /	
中国総合通信局	3 非常通信協議会		-	と及び関	係機盟1:	こ対する非営	計
	信の運用関する指				VI DXIZIV	-/1 / WYTH	4 ~
	4 通信機器の供給			U			
	5 災害対策用移動		-	上			
	0 八百八水川沙野	中小午ソ月	115円37分し	<u> </u>			

機関の名称	事務または業務の大綱
山口労働局	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、 監督に関 すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。

第3項 山口県出先機関

機関の名称	事務または業務の大綱									
	1 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。									
柳井土木建築事務所	2 管内区域の県管理の道路及び橋梁、河川、及び砂防施設の被害調査及									
	び災害復旧に関すること。									
	3 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧に関すること。									
柳井農林事務所	災害時における管内区域の県管理の農業道路及び水利施設等の応急対									
農村整備部	策、被害調査及び災害復旧に関すること。									
	1 被災地における食品衛生及び環境衛生(ごみ、がれき処理、清掃)に									
	関すること。									
	2 給水の確保、あっせんに関すること。									
	3 保健、防疫して市町の指導及び応援に関すること。									
柳井健康福祉センター	4 医薬品及び衛生器材の確保、配分に関すること。									
保健環境部	5 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。									
(柳井環境保健所)	6 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。									
(7 被災者の救助、医療救護に関すること。									
	8 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関するこ									
	と。									
	9 被災者の健康管理、保健相談に関すること。									
	10 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。									
	1 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。									
	2 災害救助関係機関との連絡調整に関すること。									
卵井健康福祉センター	3 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。									
	4 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。									
	5 救援物資の現地配分、配送に関すること。									
	災害時における管内区域の柑橘等の応急対策、被害調査、災害復旧に関									
	すること。									

機関の名称	事	き ま	た	は	業	務	の	大	綱	
柳井農林事務所森林部	治山·林道	施設等の	披害状況	己の調査	E、応急	急復旧に	こ関する	らこと。		
柳井農林事務所農業部	農産物の応	急対策及	び被害訓	間査に関	するこ	- と。				
東部家畜保健衛生所	災害時にお	ける家畜の	伝染病丸	対策に関	するこ	_と。				
柳井水産事務所	水産関係施	設等の防	災に関す	つること	- 0					

第4項 警察

機関の名称	事務または業務の大綱
山口県警察本部(柳井警察署)	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

第5項 自衛隊

機関の名称		事	務	ま	た	は	業	務	の	大	綱
陸 上 自 衛 隊 (第17普通科連隊)	(1) (2) (3)	災害 災害 防災 害派遣 人命	派遣に 派遣計 に関す を を り まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが	必要な 画の教育 をに関っ の保護	訓練の するこ のため	料の課 実施。 よ。必要	で救援	爰活動の		登与また	- は譲与

第6項 指定公共機関

機関の名称	事	務	ま	た	は	業	務	0	大	綱
日本赤十字社山口県支部	ること。 2 輸血用I 3 被災者 すること。	血液の確 への物資 共団体り こ関する	保、供 配給、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	給に 炊き 団体ま	関する。 出し、 たは個	こと。 避難所 人が行	「奉仕、	通信追	車絡等の	☆護に関す ○協力に関 ※的協力の
日本放送協会(山口放送局)	1 気象予 ³ すること。 2 被害情 ⁴ 3 放送施	银、被災	住民に	.必要7	な生活	情報等	の報道			実施に関
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	2 災害非常	言施設、 常通信の 気通信施	確保及	び気象	象情報の	の伝達	に関す	ること。		
株式会社NTTドコモ (中国支社山口支店) K D D I 株 式 会 社 ソフトバンク株式会社	2 災害非常 3 被災電気	言施設、 常通信の 気通信施	確保及 設、設	び情報 :備のM	報の伝達 芯急復日	達に関	するこするこ	と。 と。		
日本通運株式会社 (周南支店柳井営業	災害時に 保に関する		^終 急物的	資、復	[旧物質	¥ 等輸送	きに必要	要な貨物	勿目動耳	三の供給確

機関の名称	事	務	ま	た	は	業	務	Ø	大	綱
所 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社										
中国電力株式会社 (柳井営業所)	1 電力施 確保に関 2 被災施	するこ	と。					手時に お	さける官	電力の供給
日本郵便株式会社 (郵便局)	1 郵便物 2 被災者 金の免除 3 かんぽ 4 利用者	に対す 、被災 生命保	る郵便 地あて 険業務	葉書等 の救助 の非常	の無償 用郵便 取扱い	賛交付、 物の料	被災者 金免除	が差し に関す	∠出す動	郵便物の料。

第7項 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
一般社 団 法 協 人 会山口県 医 団 護 法 協 法 協 法 団 銀 社 団 般 社 団 の り一般社 団 の 協 会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。 1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
公益社団法人 山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社 平生営業所	 旅客の安全確保に関すること。 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
送社口社社口送社 日	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

第8項 公共的団体

機関の名称	事務または業務の大綱		
山口大島農業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物 資等の確保、協力に関すること。		
周防大島町商工会	生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。		
山口県東部森林組合	林業防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関すること。		
漁業協同組合	被災時における融資の斡旋及び資金の導入並びに生産資材及び生活用物 資等の確保、協力に関すること。		
周防大島町社会福祉協議会 1 町が行う避難及び応急対策への協力に関すること。 婦 人 会 2 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること。			
大島郡医師会大島郡歯科医師会柳井薬剤師会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。		

第9項 住民・事業所のとるべき措置

機関の名称とるべき措置		
住民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。	
防災上重要な施設の 管 理 者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、LPガス類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理または取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。	
その他の企業	町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を 図るため、概ね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄	

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

本町を災害に強い町にしていくため、災害を防止・緩和するための広域的・総合的な整備を進めることとし、この計画の推進にあたっては、地域防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に想定する地震防災緊急五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき必要な事業について定めるものとする。

第2章 周防大島町の地震環境と地盤

第1節 町土の概況

第1項 地勢

○本編第1編第2章第1節第1項1「地勢」

第2項 気候

○本編第1編第2章第2節第1項1「気象の特徴」

第3項 社会環境

- ○本編第1編第2章第1節第2項1「人口」
- ○本編第1編第2章第1節第2項2「交通」

第2節 地震活動環境

第1項 地質

- 1 地質
- ○本編第1編第2章第1節第1項2(1)「地質」
- 2 災害との関連

本町の北には大竹断層系、南には中央構造線系の活断層が分布し、平成13年には近傍で芸予地震が発生している。地震時の地盤に関する災害の注意点としては、町内全域でマサなどの風化岩や土砂が分布するため、家屋背後や道路沿いの急斜面の崩壊や落石があげられる。また、海岸や河川近くの砂層からなり地下水の高い地盤での液状化による沈下や側方移動にも注意が必要である。

第2項 活断層

山口県東部の活断層は、本町から北西約20kmの周辺に集中しており、「活断層であることが確実」である確実度Iの活断層は、広島県大竹市から岩国市を通り周東町付近にかけての小方一小瀬断層と、その周辺の岩国断層、廿木山断層の存在が確認されており、山口県西部には、菊川断層が分布している等、その多くの活断層が確認されている。

また、岩国断層帯と菊川断層ではトレンチ調査が実施されている。

本町近辺の活断層データ

断層名	確実度	活動度	長 さ km	走行	傾斜	断層名	確実度	活動度	長 さ km	走行	傾斜
小方-小瀬断層	Ι	В	26	ΝE	NW	長野断層	П	В	3	ΝE	
岩国断層	Ι	В	10	ΝE	NW	熊毛断層	П		17	ENE	
廿木山断層	Ι	В	4	ΝE		徳山市北断層	П		6	EW	
小畑断層	П		10	ΝE							

※ 確実度:活断層の存在の確かさ

活動度:過去における活動の程度(Aは活動度が最も高く、以下B・Cの順)

(資料:1991年「続編 日本の活断層(マグニチュード及び平均再来間隔については、工業

技術院地質調査所及び山口県の調査結果による。)」)

	岩国断層帯	菊 川 断 層
再来間隔	約 15,000 年	約 9,000~11,500 年
最新活動時期	約 9,000 年前	約7,000~2,000年前
活動規模	マグニチュード7程度	マグニチュード 6.9~7.0
活 動 度	B (平均変位速度:10cm 以上 1m未満/1000 年)	B (平均変位速度:10cm 以上 1m未満/1000 年)
断 層 長	20km 程度	18~20km(確実度 I の範囲)
再 来 予 測	約 6,000 年後	約 2,000~9,500 年後

資料:「山口県地域防災計画 震災対策編」(平成27年度、山口県防災会議)

第3項 地震活動

本町における昭和以降の地震活動の概要は以下のとおりである。数としては少ないが、本町周辺でもM6 クラスの地震が各地で発生している。特に2001年3 月には安芸灘を震源地とする芸予地震(M6.7)が発生し、本町でも大きな被害を受けており、今後においても、大規模な地震の発生が予想されており、十分な注意が必要と思われる。

発生年月日	深さ (km)	マグニチュード	震源地	最大震度 (周防大島 町)
1941年(昭和16年) 4月 6日	10	6. 2	山口県北岸	_
1949年(昭和24年) 7月12日	40	6. 2	安芸灘	_
1979年(昭和54年) 7月13日	70	6. 1	伊予灘	_
1983年(昭和58年) 8月26日	116	6.8	大分県北部	_
1987年(昭和62年)11月18日	8	5. 2	山口県東部	_
1991年(平成 3年)10月28日	19	6.0	周防灘	
2001年(平成13年) 3月24日	46	6. 7	安芸灘	5 強
2001年(平成13年) 3月25日	47	4. 5	安芸灘	4
2001年(平成13年) 3月26日	46	5. 2	安芸灘	4
2006年(平成18年) 6月12日	145	6. 2	大分県西部	4
2006年(平成18年) 9月26日	70	5. 3	伊予灘	4
2010年(平成22年) 2月21日	13	4.5	伊予灘	4
2014年(平成26年) 3月14日	78	6.2	伊予灘	4 年19 年118 0 田内

資料:「震度データベース検索」(気象庁ホームページ)・・・2001(平成13)年以降の周防 大島町で震度4以上の地震

表 芸予地震による被害

			久賀町	大島町	東和町	橘町	計
人的被害		重 軽 傷 (人)	1	1	1		3
家屋被害		全壊 (棟)			3		3
		半壊 (棟)			34		34
		一 部 破 損 (棟)	14	5	348	50	417
非住家被害		そ の 他 (棟)			43		43
被害額 (千円)	農林	農作物施設			3, 666	7, 040	10, 706
	水産	漁港施設			10, 550	7, 938	18, 488
	土木	道路	11, 143	17, 034	34, 484	4, 793	67, 454
		海岸 (港湾分)		1, 635			1, 635
		港湾		4, 523			4, 523
		土木計	11, 143	23, 192	34, 484	4, 793	73, 612
	文教	学校施設等	504	790	500	744	2, 538
	総額		11, 647	23, 982	38, 650	12, 577	86, 856
土木(千円) (市町村工事分)	道路		11, 143			4, 793	15, 936

資料:総務課

第3節 津波

第1項 既往津波

総延長約1,500kmの長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した1707年宝永地震をはじめ、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

本町では、大きな津波の記録はないが、震源地の位置によって、被害を受ける可能性がある。 第2項 津波浸水想定(瀬戸内海沿岸)

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月27日施行)に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、県は、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

1 堤防等の条件

選定にあたり、堤防等の条件は、次のとおり設定している。

- (1) 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しない。
- (2) 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の25%の高さまで沈下し、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しない。
- (3) 初期潮位は満潮位。

2 最大クラスの津波をもたらすと想定される地震

最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波) をもたらすと想定される地震は、下表の地震とした。

	規模
	(Mw:モーメントマグニチュード)
南海トラフ巨大地震(※)	9. 1
周防灘断層群主部	7. 22

※…国が示した11ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波 の影響が大きい5ケースを対象とした。

3 津波浸水想定

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域 (浸水域)と水深(浸水深)の中で最も大きい値を示した結果を別図に示す。

山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)〔周防大島町〕

山口県津波浸水想定(瀬戸内海沿岸) 全体図 2/2

資料:「山口県地域防災計画 震災対策編」(平成27年度、山口県防災会議)をもとに抜粋

4 浸水面積

南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合の本町の浸水面積は 下表のとおりである。

		県推計結果 (ha)						
	1cm以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上		
周防大島町	455	367	204	68				
県計	8, 659	7, 466	4, 971	2,006	4			

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

※「一」は浸水なし

5 最高津波水位等

南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による本町の最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間は下表のとおりである。

南海トラフ巨大地震では、最高津波水位が小松港で 3.7m (T.P.) が最大であり、173分後に到達する。海面変動は、白木港で 24分後の発生が比較的早い。

周防灘断層群主部による地震では、最高津波水位が安下庄港で 2.1 (T.P.) が最大であり、128 分後に到達する。海面変動は、同じく安下庄港で 97 分後の発生が比較的早い。

		最高津	波水位	最高津波	海面変	ご動
代表 地点	対象地震	(T. P. m)	うち (m) 津波波高	水位到達 時間 (分)	影響開 始時間 (分)	上昇下降
久賀港	南海トラフ巨大地震	2.8	1.2	417	40	下降
人 貝伦	周防灘断層群主部	1.8	0.2	121	_	_
白木港	南海トラフ巨大地震	2.8	1.2	426	24	上昇
口小伧	周防灘断層群主部	1.8	0.2	176		_
伊保田港	南海トラフ巨大地震	2. 6	1.0	197	105	下降
が休田伧	周防灘断層群主部	1.8	0.2	119		_
空下广 进	南海トラフ巨大地震	3. 3	1.7	169	46	下降
安下庄港	周防灘断層群主部	2. 1	0.5	128	97	上昇
小松港	南海トラフ巨大地震	3. 7	2. 1	173	25	下降
小位他	周防灘断層群主部	1. 9	0.3	152	147	上昇

^{※「}最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等(代表地点)の海岸線から沖合約 30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第 2 位を切り上げ。

^{※「}津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値

^{※「}海面変動影響開始時間」の欄の「一」は ± 20 cm の水位変化が生じる津波が到達していないことを示し、0分は地震発生直後に ± 20 cm の水位変化があることを示す。

第3章 被害想定

県は、地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、平成 20 年 3 月に被害想定調査としてとりまとめた。

その後、平成23年3月11日にマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者が1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」が設置され、本県で想定される地震を類型別に再検証した。

また、南海トラフ地震については、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討を 踏まえ、平成24年4月に新たに「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、内閣 府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の方法を参考に被害想定を見直し た。

これら県が実施した被害想定調査から本町に影響する地震について取りまとめた。

第1節 被害想定の前提条件

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70%程度の確立で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく 40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘~伊予灘の地震」が該当する。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで 起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層(大竹断層、菊川断層、大 原湖断層系)と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定 を行った。

2 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

このうち、本町に影響する地震としては、「徳佐-地福断層」、「周防灘断層群主部」、「佐 波川断層」、「大河内断層」、「日積断層」のそれぞれの断層による地震がある。

第2項 想定地震の概要

- 1 主要な断層による地震
 - (1)南海トラフ巨大地震(海溝型)

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年~150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成27年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と予想されており、地震規模はM(マグニチュード)8~9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

(2) 安芸灘~伊予灘の地震(スラブ内)

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50~100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年(1905年)芸予地震規模の地震が再来するケースを想定する ものとし、M7.25と設定した。

(3) 県内活断層による地震(直下型)

ア 大竹断層(小方-小瀬断層)

県東部を北東-南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層(小方-小瀬断層)」と「岩国断層」及びその間に存在する「廿木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層(小方-小瀬断層)」を対象として、平成4年~平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所(現(独)産業技術総合研究所活断層センター)によって断層の長さは20km程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層(小方一小瀬断層)」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層(小方一小瀬断層)」の断層長さ26km、M7.2と設定する。

イ 中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部~伊予灘)

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率はほぼ0~0.4%(M8.0程度若しくはそれ以上)とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県東部沿岸地域での影響が大きいと考えら れる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ130km、M8.0と設定する。

2 その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を 生じる。その他の断層において、本市に影響を及ぼす地震を発生させる断層としては、周 防灘断層群主部、佐波川断層、大河内断層がある。

(1) 徳佐-地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、阿東町徳地と地福を経て木戸山西方に至る。阿東町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ25.1km、M7.2と設定する。

(2) 周防灘断層群主部

平成20年11月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、 今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属 するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は 断層の直線モデルの長さから断層長さ44.1km、M7.6と設定する。

(3) 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ34.4km、M7.4と設定する。

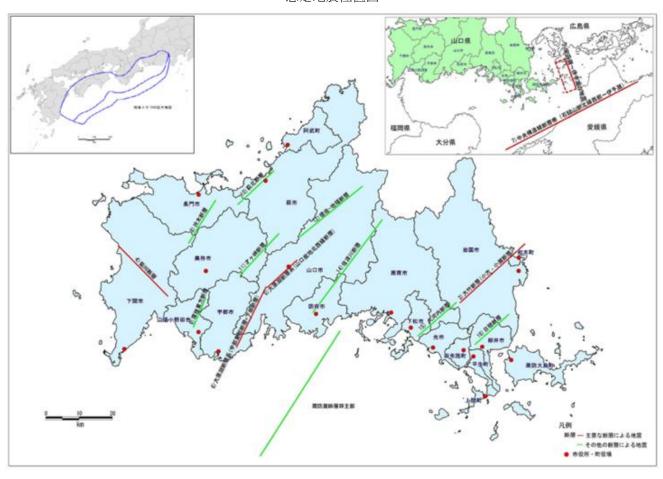
(4) 大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めているが、確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は「新編・日本の活断層」を参考に、断層長さ15.1km、M6.8と設定する。

(5) 日積断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ13.4km、M6.7と設定する。

想定地震位置図



第3項 発災季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
ケース	発災季節・時刻 [風速]	特	徴	対象人口	
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	・阪神・淡路大震災と同人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容特による人的被害が最大 ・また、津波からの避難	か転倒等自宅での被災 となるケース。	夜間人口	
2	夏の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	・オフィス、繁華街等にしており、自宅外で被・海水浴をはじめとする等にいる。・木造建物内滞留人口に時間帯であり、老朽っ死者数は①と比較して	を災する場合が多い。 る観光客が多く沿岸部 は、1日の中で少ない に造住宅の倒壊による	昼間人口	

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特	徴	対象人口
3	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・住宅、飲食店などでが間帯で、出火件数がよいオフィスや繁華街周辺駅にも滞留者が多数をおり、道路もほぼ帰る。 ・鉄道、道路もほぼ帰る。 でもあり、交通被領 通機能支障による影響	最も多くなる。 辺のほか、ターミナル 字在する。 宅ラッシュ時に近い状 害による人的被害や交	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

2 南海トラフ巨大地震以外の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民等の生活行動を 顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを 想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ 条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特	徴	対象人口
1)	冬の早朝 5 時 風速 3m/s 風速15m/s	・阪神・淡路大震災と 人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容 による人的被害が最っ	物転倒等自宅での被災	夜間人口
2	冬の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	・家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、 火災発生率が高くなる季節・時間帯であ り、火災による人的被害、物的被害が最大 となるケース。 ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客 が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大 となるケース。		昼間人口
3	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・屋外人口も多く、ブる人的被害が最大と		(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

第2節 被害想定結果

各想定地震による周防大島町の想定被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震(周防大島町)

想定項目		想定地震	南海トラフ巨大地震	
	被害量	地震規模	M9.0	
		地震タイプ	プレート間	
	最大震度		6 弱	
UL ED FAL	震度 6 弱以上の	エリア位置	_	
地震動· 液状化	震度 6 弱以上の	エリア面積	町全面積の 17.4%	
IKWIL	震度5弱及び強	のエリア面積	町全面積の 82.6%	
	液状化危険度が	かなり高い面積 (PL>15)	_	
土砂災害	₹ 4. 4. 10. ht . 1°	急傾斜地崩壊	94 箇所	
	発生危険度が 高い箇所	地すべり	8 箇所	
	H V	山腹崩壊	19 箇所	

		想定地震	南海トラフ巨大地震
想定項目	被害量	地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
津波	代表地点(※1)	における ・最高津波水位 ・最高津波水位到達時間	3.7T.P.m 173分
	1cm 以上の浸水面	五積 ※ 2	8, 659ha
	全壊棟数(うち、	液状化、津波が原因)	351 棟(178 棟、97 棟)
建物被害 (※3)		(揺れ、液状化、土砂災害、津波)	18%、51%、3%、 28%
	半壊棟数(うち、	津波が原因)	2,374 棟(1,019 棟)
	焼失棟数		0 棟
	死者数(うち、津	波が原因)	71人 (67人)
		建物倒壊が原因、うち、津波が原因)	192 人(177 人、14 人)
人的被害 (※ 4)		が原因、うち、津波が原因)	11 人 (6 人、5 人)
	災害時要援護者		_
	自力脱出困難者	-	6 人
	津波被害に伴う		-
	上水道(断水人		17, 586 人
ライフライン	下水道(機能支		269 人
施設被害	電力(停電軒数)		912 軒
(**4)		不通回線数)	554 回線
	ガス(供給停止		0 戸
>	緊急輸送道路(坡害箇所数)	3 箇所
交通施設 被害	道路(被害箇所	数)	40 箇所
(<u>*</u> 4)	鉄道(被害箇所	数)	_
		かなり高い岸壁数)	0 岸壁
	避難者(1日後の)避難者数)	0.5 万人
4.77 174	帰宅困難者数(平日の昼間)	496 人
生活支障 (※4)	物資不足量(1)	日後の食糧需要)	1.8 万食
(/•(1)	仮設トイレ不足	量(1 日後の必要基数)	54 基
	医療機能支障(医療需要過不足数)	_
7 0 114 +1-	石油コンビナー	ト(被害箇所数)	_
		世帯数)	214 世帯
その他施 設等被害	重要施設(機能	支障可能性がある施設)	0 箇所
(*4)	ため池(破堤によ	る災害発生の危険性が高い箇所数)	4 箇所
	震災廃棄物発生 し)	量(災害廃棄物)(*津波堆積物な	24 万トン
経済被害	直接被害(建物	到壊等及び社会基盤の合計)	681 億円
	I		H 1.531 51 1 11 11 11 1

- ※1:市町ごとに設定しているおもな港湾・漁港等(代表地点)での最高津波水位。代表 地点が複数ある場合は高い値を採用。本町は小松港とした。
- ※2:「津波浸水想定(瀬戸内海沿岸)について(解説)」(山口県、H25.12.24 公表) において示された、津波断層モデルを 6 ケースを重ね合せた場合の浸水面積。同条件の県全体の浸水面積は 8,659ha
- ※3:被害想定実施ケースですべて同じ
- ※4: 冬の夕方 18 時の場合の被害量(火災による被害がないため、風速の異なるケースですべて同じ)
- 資料:「南海トラフ巨大地震の被害想定結果について 結果の概要について」(H26.3.27、 山口県地震・津波防災対策検討委員会)

2 南海トラフ巨大地震以外 (周防大島町)

(1) その1 (主要な断層)

	被害量	想定地震	安芸灘~伊予灘 の地震	大竹断層 (小方-小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部~伊予灘)
想定項目		地震規模	M7. 25	M7.2	M8.0
		地震タイプ	スラブ内 (プレート内)	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)
	最大震度		6弱	7	6 強
地震動・ 液状化	震度 6 弱以上のエリア位置		周防大島町、岩 国市、柳井市	下松市、和木町、岩国市、光 市など9市町	下松市、上関町、周防大島町、平生町など 10市町
(県全 体)	震度 6 弱以上の	エリア面積	県全面積の 0.1%	県全面積の 15.7%	県全面積の 3.8%
	震度 5 弱及び強	でアリア面積	県全面積の 44.1%	県全面積の 45.2%	県全面積の 88.2%
		なり高い面積 (PL>15)	県全面積の 0.2%	県全面積の 0.7%	県全面積の 0.6%
津波	津波の高さ、至	達時間、浸水深	_		_
	 発生危険度が	急傾斜地崩壊	42 箇所	25 箇所	237 箇所
土砂災害	光生厄陝及が 高い箇所	地すべり	7 箇所	7 箇所	10 箇所
	., .,,	山腹崩壊	17 箇所	9 箇所	33 箇所
	全壊の主な原因] (割合)	液状化 (78%)	液状化 (81%)	揺れ (44%)
	全壊棟数		221 棟	135 棟	751 棟
建物被害	全壊の主な原因(揺れ、液状化、 土砂災害、津波)		4%、78%、 18%、0%	1%、81%、 16%、0%	44%、32%、 24%、0%
	半壊棟数		978 棟	463 棟	3,419 棟
	焼失棟数 *		0 棟	0 棟	402 棟
	死者数が最大とな	よる発災季節・時間	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記のケースの死者の主な原因		土砂災害	土砂災害	土砂災害、建物倒 壊
	上記のケースの死者数		4 人	2 人	36 人
人的被害	上記のケースの負傷者数		46 人	19 人	232 人
人的被告	上記のケースの重症者数(負傷者の内数)		3 人	2 人	20 人
	重傷者数(負傷者の内数) (うち、建物倒壊が原因、)		3人 (1人)	2人 (1人)	20 人 (11 人)
	災害時要援護者	一数	2 人	1 人	15 人
	自力脱出困難者		1人	0人	40 人
	上水道(1日後	の断水人口)	9,787 人	4,691 人	17,258 人
ライフライン	下水道 (機能支障人口)		2,082 人	1,936 人	2,530 人
施設被害	電力(停電件数)(1日後)*		165 軒	136 軒	1,732 軒
		活不通回線数)*	0 回線	0 回線	207 回線
	ガス(供給停止世帯数)		0 世帯	0 世帯	0 世帯
	緊急輸送道路		2 箇所	2 箇所	3 箇所
交通施設 被害	道路(橋梁・高架橋の被害箇所数)		0 箇所	0 箇所	2 箇所
	鉄道(橋梁・高架橋の被害箇所 数)			-	-
		かなり高い岸壁数)	0 岸壁	0 岸壁	0 岸壁
	***	3空港位置の震度)	- ·	<u> </u>	- VA = 0000 I
		避難所生活者数)*	約3,000人	約 1,000 人	約 5,000 人
小江十 15立	帰宅困難者数(平日の昼間)		682 人	682 人	682 人
生活支障	物資不足量(1日後の食糧需要)*		0.7万食/日	約 0.4 万食/日	約1.4万食/日
	仮設トル不足量(1日後の必要基数)* 医療機能支障(医療需要過不足数)*		26 基	13 基	51 基
スカル			_	_	_
その他	石油コンビナート(被害箇所数)	_	_	

		想定地震	安芸灘〜伊予灘 の地震	大竹断層 (小方-小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部~伊予灘)
想定項目	被害量	地震規模	M7.25	M7.2	M8.0
		地震タイプ	スラブ内 (プレート内)	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)
施設等	孤立集落(孤立	(世帯数)	214 世帯	214 世帯	214 世帯
被害	重要施設	災害対策拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	(機能支障 可能性が	避難拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	ある施設)*	医療拠点	0 箇所	0 箇所	2 箇所
	ため池(破堤に	よる被害影響人口)	0人	0人	110 人
	震災廃棄物発生量 *		10 万 m³	5万 m³	36 万 m³
直接被害 *		I接被害 *		約 24,009 百万円	約 135,508 百万円
経済被害	間接被害 *		約 2,328 百万円	約 4,331 百万円	約 11,668 百万円
	合計 *		約 41,062 百万円	約 28,340 百万円	約 147, 176 百万円

*: 冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量

注.「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料:「山口県地震被害想定調査報告書」(H20年度、山口県)

(2) その2 (その他の断層①)

	被害量	想定地震	徳佐-地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層
想定項目		地震規模	M7.2	M7.6	M7. 4
		地震タイプ	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)
	最大震度		7	6 強	6 強
地震動・	震度 6 弱以上のエリア位置		山口市、萩市、 阿武町など6市 町	下松市、防府 市、山口市など 8市町	下松市、防府 市、山口市など 9市町
液状化 (県全 体)	震度 6 弱以上の	エリア面積	県全面積の 19.6%	県全面積の 13.6%	県全面積の 24.9%
	震度 5 弱及び強		県全面積の 75.9%	県全面積の 86.2%	県全面積の 74.3%
		にり高い面積 (PL>15)	県全面積の 0.8%	県全面積の1.1%	県全面積の1.1%
津波	津波の高さ、到	達時間、浸水深		_	_
	 発生危険度が	急傾斜地崩壊	0 箇所	4 箇所	0 箇所
土砂災害	光生危険及が 高い箇所	地すべり	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	144 - 177	山腹崩壊	0 箇所	2 箇所	0 箇所
	全壊の主な原因 (割合)		液状化 (100%)	液状化 (93%)	液状化 (98%)
	全壊棟数		28 棟	58 棟	54 棟
建物被害	全壊の主な原因(揺れ、液状化、 土砂災害、津波)		0%、100%、 0%、0%	0%、93%、 7%、0%	0%、98%、 2%、0%
	半壊棟数		39 棟	116 棟	75 棟
	焼失棟数 *		0 棟	0 棟	0 棟
	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の昼 12 時	冬の早朝5時	冬の昼 12 時
	上記のケースの死者の主な原因		-	-	-
	上記のケースの死者数		0 人	1人	0 人
	上記のケースの負傷者数		1人	4 人	3 人
人的被害	上記のケースの重症者数(負傷者の内数)		0人	1 人	1人
	重傷者数(負傷者の内数) (うち、建物倒壊が原因、)		0人 (0人)	1人 (1人)	1 人 (1 人)
	災害時要援護者数		0 人	0 人	0 人
	自力脱出困難者		0 人	0 人	0人
	上水道(1日後		0人	477 人	6 人
ライフライン	下水道(機能支		256 人	1,389人	1,142人
施設被害	電力(停電件数)(1日後)*		30 軒	83 軒	77 軒
	通信(固定電話	不通回線数)*	0 回線	0 回線	0 回線

想定項目		想定地震	徳佐-地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層
	被害量	地震規模	M7.2	M7.6	M7. 4
		地震タイプ	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)	内陸 (地殼内)
	ガス(供給停止	世帯数)	0 世帯	0 世帯	0 世帯
	緊急輸送道路(被害箇所数)		0 箇所	1 箇所	1 箇所
	数)	高架橋の被害箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
交通施設 被害	数)	高架橋の被害箇所	1		_
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		0 岸壁	0 岸壁	0 岸壁
	空港 (山口宇部空港位置の震度)		_	_	_
	避難者(1日後の避難所生活者数)*		約0人	約0人	約0人
	帰宅困難者数 (平日の昼間)		682 人	682 人	682 人
生活支障	物資不足量(1日後の食糧需要)*		約0万食/日	約 0.1 万食/日	約0万食/日
	仮設トル不足量(1日後の必要基数)*		0 基	2 基	1 基
	医療機能支障(医療需要過不足数)*		_	_	_
	石油コンビナート(被害箇所数)				_
	孤立集落 (孤立世帯数)		0 世帯	22 世帯	22 世帯
2014	重要施設	災害対策拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
その他施設等被害	(機能支障 可能性が	避難拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	ある施設)* 5	医療拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	ため池 (破堤による被害影響人口)		0人	0 人	0人
	震災廃棄物発生量 *		1万 m³	2万 m³	1万 m³

*: 冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量

注.「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料:「山口県地震被害想定調査報告書」(H20年度、山口県)

(3) その3 (その他の断層②)

		想定地震	大河内断層	日積断層
想定項目	被害量	地震規模	M6.8	M6. 7
		地震タイプ	内陸 (地殻内)	内陸(地殼内)
	最大震度		6 強	6 強
地震動・ 液状化	震度 6 弱以上のエリア位置		下松市、光市、 周南市など 6 市 町	柳井市、田布施 町、平生町など 7 市町
(県全 体)	震度 6 弱以上の	エリア面積	県全面積の 6.0%	県全面積の 3.7%
(震度5弱及び強	のエリア面積	県全面積の 35.4%	県全面積の 22.4%
	液状化危険度がかな	り高い面積 (PL>15)	県全面積の 0.4%	県全面積の 0.3%
津波	津波の高さ、到	達時間、浸水深	_	_
	発生危険度が 高い箇所	急傾斜地崩壊	1 箇所	15 箇所
土砂災害		地すべり	0 箇所	6 箇所
	161 · E//	山腹崩壊	1 箇所	9 箇所
	全壊の主な原因	(割合)	液状化(96%)	液状化(81%)
	全壊棟数		56 棟	115 棟
建物被害	全壊の主な原因 土砂災害、津波)	(揺れ、液状化、	0%、96%、 4%、0%	0%、81%、 17%、0%
	半壊棟数		87 棟	342 棟
	焼失棟数 *		0 棟	0 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の昼 12 時	冬の早朝5時
	上記のケースの死者の主な原因			土砂災害
	上記のケースの死者	数	0人	2 人
	上記のケースの負傷者数		3 人	12 人

		想定地震	大河内断層	日積断層
想定項目	被害量	地震規模	M6.8	M6. 7
		地震タイプ	内陸 (地殻内)	内陸 (地殼内)
	数)	者数(負傷者の内	1 人	2人
	重傷者数(負傷 (うち、建物倒壊	者の内数) が原因)	1人 (1人)	2人 (1人)
	災害時要援護者	数	0人	1人
	自力脱出困難者		0人	0人
	上水道(1日後の	つ断水人口)	68 人	2,864 人
= /n= h	下水道(機能支	障人口)	1,232 人	1,675 人
ライフライン 施設被害	電力(停電件数)) (1日後)*	77 軒	96 軒
	通信(固定電話	不通回線数)*	0 回線	0 回線
	ガス(供給停止		0 世帯	0 世帯
	緊急輸送道路(1 箇所	2 箇所
	数)	所架橋の被害箇所	0 箇所	0 箇所
交通施設 被害	鉄道 (橋梁・高架橋の被害箇所 数)		_	_
	港湾(被害度が数)	がなり高い岸壁	0 岸壁	0 岸壁
	空港(山口宇部名	空港位置の震度)	_	_
	避難者 (1日後の)	壁難所生活者数)*	約0人	約 0.1 万人
	帰宅困難者数(平日の昼間)	682 人	682 人
生活支障	物資不足量(1日行	後の食糧需要)*	約0万食/日	約 0.2 万食/日
	仮設トル不足量(1	日後の必要基数)*	1 基	9 基
	医療機能支障(医療需要過不足数)*		_	_
		(害箇所数)	_	_
	孤立集落 (孤立世帯数)		22 世帯	22 世帯
その他	重要施設	災害対策拠点	0 箇所	0 箇所
施設等	(機能支障 可能性が	避難拠点	0 箇所	0 箇所
被害	ある施設) *	医療拠点	0 箇所	0 箇所
	ため池 (破堤に 口)	よる被害影響人	0 人	0 人
	震災廃棄物発生	量 *	1万 m³	4万 m³

*: 冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量注.「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

資料:「山口県地震被害想定調査報告書」(H20年度、山口県)